

支部ニュース

2017 年 4 月 No. 521

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202 号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●共謀罪に対する取り組み

※共謀罪学習会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・小池振一郎

※3・14 共謀罪廃案にむけ飯田橋駅頭宣伝・・・・・・・・藤田 力

※3・16 デモに参加して・・・・・・・・・・・・・・・・西原和俊

●メトロコマース労働契約法 20 条裁判不当判決、高裁で必ず覆す！・・・・・・青龍美和子

●三多摩法律事務所の取り組み

※道徳教科化問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・村松 暁

※三多摩憲法ネットワーク学習会

「安倍改憲は許さない 情勢と私たちの課題

米トランプ政権のもとで、どう変わるか」・・・・・・・・小口明菜

●城北法律事務所の取り組み

※憲法講座 2017「語憲 ～語ろう憲法の魅力を～」を開催します。・・・・・・加藤 幸

●公約実現したら損害賠償？～上原国立元市長への求償訴訟事件・・・・・・齊藤園生

●「ニュース女子」沖縄ヘイト番組と私たちの責務・・・・・・金 竜介

●新任・退任の挨拶

※新支部長をよろしく・・・・・・・・・・・・・・・・小部正治

※事務局次長退任のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・横山 雅

※事務局次長退任ごあいさつ・・・・・・・・・・・・青龍美和子

※事務局次長就任のご挨拶・・・・・・・・・・・・樋谷賢一

●はじめまして 新入団員の自己紹介

※自己紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・藤井宏治

※ごあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・山田聡美

●三月幹事会

共謀罪に対する取り組み

共謀罪学習会

ウェール法律事務所 小池 振一郎

1 共謀罪法案の内容

(1) 「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」は枕詞で意味がない

法案は、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団……の活動として」、別表4の犯罪行為を、「2人以上で計画した者」は、その「いずれかにより……準備行為が行われたときは」、全員を「刑に処する」とする。

「組織的犯罪集団」とは、「団体のうち……共同の目的が別表3」の犯罪を「実行することにあるもの」とされている。「団体」の定義規定はなく、絞込み規定もない。1回の犯罪行為でも「組織的犯罪集団」となる。

しかるに、犯罪主体は、「2人以上で計画した者」であり、「組織的犯罪集団」ではない。

「組織的犯罪集団の活動として」とは、「別表3を実行する共同の目的の活動として」ということであり、要約すると、「別表3を実行するために」「別表4を」「計画した者」が犯罪に問われる（準備行為は後述）。

そうすると、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」という枕詞は吹っ飛んでしまう。条文上の要件事実としては、何の意味もない。単に、国民に、自分たちとは関係ないと思わせるための偽装でしかない。

別表3には、「偽りにより所得税を免れる行為」「著作権侵害」等々、国民に身近な犯罪が沢山掲げられている。別表4には、別表3の罪がほぼ全部含まれ、偽証罪などが追加される。この違いを無視してさらに要約すれば、おおよそ、別表3・4を複数で計画（＝共謀＝合意）すれば、共謀罪が成立することになる。

(2) 「準備行為」は歯止めにならない

「計画に基づき資金又は物品の手配……下見その他の……準備行為」が処罰条件若しくは構成要件として設定されている。外から見えない計画に、何らかの客観的外形的行為を加える歯止めをかけるためといわれる。

しかし、準備行為の範囲があいまいである。合意に基づいて、さらに仲間を募る行為（話しかけ、メール等）も、準備行為とされるのであろうか。

軍資金として預金を引出すだけで準備行為になるが、準備行為が計画に基づくかどうかは、行為者の内心ないし思想傾向、団体の性格など、日常的にチェックしていないと判断できない。判断するのは捜査側である。

結局、準備行為の評価は、その目的に関わり、合意が何かに帰着する。準備行為は立件の外形的きっかけに過ぎず、限定機能を有しないので、歯止めにならない。

2 市民団体、労働組合、NGOも組織的犯罪集団になり得る

労組がピケティングを計画しても、どこまでやるか、実行してみないと本人たちもわからない。



「明日の賃上げ団交では要求貫徹まで社長を帰さない」と息巻いても、会社側が誠実に応じれば短時間で終わるかもしれないし、挑発的な言動を繰返せば徹夜団交になるかもしれない、委員長でもわからない。

しかし、その計画だけで組織的威力業務妨害共謀罪、組織的監禁共謀罪・組織的恐喝共謀罪が成立するおそれがある。計画のみでは、まだ実行されず、どう発展するかわからない現場対応の前段階だから、違法とも合法とも決められないのに、計画の段階で捜査権力が一方的に犯罪と決めつけて捜査する。実行する前の、計画段階で犯罪とするとはそういうことだ。具体的危険が生じて初めて犯罪になるという行為主義に真っ向から反する。

強制捜査して情報収集すれば、不起訴でもいいし、起訴して無罪判決が出ても、目的を達する。あるいは、捜査するぞ、と脅すだけで効果がある。

3 共謀罪の立証方法

(1) 特異な共謀罪の設定

建造物損壊罪には未遂、予備がなく、窃盗罪には未遂はあるが予備はないのに、共謀罪ができるとなると、法体系が根本的に崩壊する。今後、「処罰の間隙」を埋めるために、予備、未遂が次々と作られる可能性がある。共謀罪という1つの犯罪が追加されるのではない。277の犯罪が追加されるのだ。

一定の犯罪を複数で計画＝合意すれば共謀罪が成立するといっても、その合意が曖昧な場合があり、合意自体が変遷することもある。いつの時点のどのような合意を捉えるか、その特定が困難な場合もある。きわめてファジーな犯罪類型である。

(2) 直接的な立証方法

合意そのものが立証対象である。計画書などの記録がなければ、合意を直接的に立証する方法は、盗聴か、その場で聞いたという共犯者の自白しかない。

刑訴法改悪のため盗聴の範囲が極めて広がった。通信事業者の立会という歯止めもなくなった。盗聴法の対象犯罪を令状により合法的に盗聴する際に別件傍受もできるので、別件傍受により共謀罪を直接立証することができる。将来、277件の共謀罪が盗聴法の対象になれば、「合法的」共謀罪盗聴が圧倒的に増大するであろう。部屋等に盗聴器を仕掛ける会話傍受も立法化される恐れがある。

共犯者の自白という直接的証拠を獲得するために、自白強要が進む。司法が独立している諸外国と異なり、日本の刑事システムは世界でも貧弱な国であり、共謀罪は自白偏重に拍車をかけるだろう。

実行着手前の自首が必要的刑の減免とされるので、密告奨励、スパイ投入の誘因となる。それが、仲間の中で疑心暗鬼を生む。

刑訴法改正により司法取引が制度化（合法化）された。共犯者を確実に合法的に不起訴等にする道が開かれ、共犯者の自白が得られやすくなった。例えば、証拠隠滅は司法取引の対象となる「特定犯罪」とされているので、会社の部下から司法取引により証拠隠滅の自白調書を取り、その証拠で会社を捜索し、上司らを含む法人税法違反共謀罪の証拠（メール、指示書等）を獲得するといった事態が起り得る。

刑訴法改正により、証人に不利益な証拠としない約束で証言を強制する刑事免責制度ができた。対象犯罪に限定はないから共謀罪にも適用される。これにより、共犯者の自白が強制される。また、共犯者（証人）の名前が弁護人にさえ匿名にされる証人秘匿制度ができ、その共犯者が警察のスパイかどうかの見極めもできなくなった。

自白調書の任意性、信用性を争う場合、通常、客観証拠と自白の矛盾を突く方法がとられるが、共謀罪の場合は客観証拠に乏しく、困難になるだろう。

刑訴法改正は、共謀罪のための道を敷きつめてきたといえる。

(3) 間接的な立証方法

共謀の間接的な立証方法は、これまでの団体の活動の積重ねの立証（と準備行為）で推認するし

がなく、団員の内面ないし思想傾向、集団の性格などを日頃の活動から調査蓄積し、予め、同時並行的に、任意捜査、盗聴して、情報収集しておかなければならない。日常的な監視が不可欠である。共謀罪嫌疑を理由として、任意捜査を堂々と適法に行う道が促進される。

4 国際犯罪防止条約との関係

政府は、国際犯罪防止条約加入のために共謀罪が必要であるという。この条約は、国際的な犯罪（国境をまたぐ犯罪）対象であり、国内の個別のものに対応するものではないが、法案にはこのような紋がない。

捜査共助、犯罪人引渡のために条約に入りたいというなら、日本が犯罪人引渡条約を米国と韓国としか締結していないことを問題にすべきである。死刑があるために、欧州とは締結できないという問題の解決（死刑廃止）こそ重視すべき課題であろう。

日本は 2003 年国会でこの条約を既に承認しており、共謀罪を作らなくても、条約加入できる。条約を共謀罪導入に利用しているだけである。

5 情勢と今後の展望

刑法犯認知件数も殺人既遂被害者の数も毎年戦後最少記録を更新し続けている。世界で最も犯罪の少ない国日本である。テロ関係の条約もすべて批准し、立法化しているにもかかわらず、政府は共謀罪導入に執念を燃やしている。

共謀罪は治安維持法と法構造がかなり共通する団体規制法であり、戦前のような状況が作られつつあるといわれる。

刑訴法・盗聴法改正が、共謀罪をはるかに機能させることになり、共謀罪を廃案にしたこれまでとは異なる情勢である。

マスコミ各紙は、「共謀罪の要件を厳しくしたテロ等準備罪」という枕言葉を一斉に付けて報じていた。当局の要請だといわれるが、世論誘導といわざるを得ない。

ところが、今月に入ってから、国民の批判が拡がり始め、各紙の表現も変わりつつある。世論調査で賛否が逆転したとも報道されている。

これほどウソとデタラメに溢れた悪法は前代未聞であるが、今の内閣は平気で嘘をつくということがさらに暴露され、反対運動が大きく拡がれば、内閣の死命を制することにもなるであろう。

おことわり

3月14日に小池振一郎団員を講師に迎えて行った「共謀罪学習会」の記事を掲載しましたが、講師のお名前をご案内しておりませんでした。

記事は、学習会での講演内容に小池振一郎団員に加筆した原稿を掲載したものです。

小池団員から寄せられた原稿には末尾に「3月14日学習会での講演に講師が加筆しました。」と記載されておりましたが、事務局で編集に際して欠落させたまま掲載してしまいました。原稿の確認が不十分であり、ご迷惑をおかけしたことお詫び申し上げます。

3・14共謀罪廃案にむけ飯田橋駅頭宣伝

日本国民救援会 東京都本部 藤田 力

3月14日、自由法曹団東京支部は救援会東京都本部と一緒に飯田橋駅東口で宣伝を行いました。救援会品川支部の救援会員さんも駆け付けていただき、総勢15名ほどで『共謀罪』法案の問題点・危険性を訴えました。

長尾弁護士からは戦争法＝安保法制ができ、戦争をする国づくりが進められようとしているなか、『共謀罪』はその国づくりを完成させる最後の手段の法案であること、また、思想や言論を封じてきた治安維持法と同じように戦争法に反対したり、政府にものを言う市民への弾圧に使われる危険性を訴えました。青龍弁護士からは『一般人』には適用ありません」という政府答弁はまやかしであること、『一般人』であるかどうか警察・捜査機関が決めることで、私たち誰にでも適用されることを訴えました。

船尾弁護士からは『共謀罪』創設の目的はテロ対策にあると政府が主張しているが、日本はテロ対策の国際条約を締結しており、テロ対策の法律も整備され十分にテロ対策はできている。『共謀罪』創設は不要であることを訴えました。



救援会東京都本部からは事務局長の山崎さんは話し合いを処罰する『共謀罪』を摘発するには、常に市民を監視し、スパイを送り込んだり、密告をさせたりする必要がある。他の犯罪より物証が少ないため、冤罪を多く生む『共謀罪』の危険性を、冤罪事件に取り組んできた救援会の経験を交えながら訴えました。

道行く人たちには「明日の自由を守る若手弁護士の会」通称「あすわか」が作成したチラシを配りました。受け取りも良く、署名も数筆集まり、『共謀罪』の関心が少しずつ高まっていることが感じられる宣伝でした。

3・16 デモに参加して

弁護士法人響 西原 和俊

第1 自己紹介

はじめまして。今年1月に弁護士法人響に入所いたしました、69期の西原和俊と申します。

弊所では所属弁護士が事務所事件以外にも積極的に弁護団事件や社会的活動に参加していける体制を整えつつあり、私も入所当初から自由法曹団での活動以外に新外交イニシアティブ（ND）の活動に参加させていただいております。

私は、弁護士になる以前から、自分がおかしいと思ったことには疑問の声を上げ、行動に移し、微力ではあっても社会に影響を与えていきたいと思っておりました。社会的活動を諸先輩方が残してきたような歴史的な実績に繋げるためには、地道に持続的な活動を行うことが必要不可欠だと考えております。そのような持続可能性を事務所全体として高めていくためにも、1年目の弁護士として社会的活動及び事務所業務に励み、我々69期に続いて以降入所してくる70期以降の後輩も積極的に社会的活動に参加していける環境を作っていきたいと思っております。

自由法曹団の活動との関係では、2月に熱海で開催されました東京支部の定期総会に参加させていただきました。定期総会では、様々な内容の討論や議案提案がなされましたが、その中の一つに共謀罪に関するものがあります。

第2 共謀罪反対デモに参加して

共謀罪は内心を規制するものであることを始め様々な問題を含んでいます。自由法曹団でも成立阻止へ向けて行動を起こしており、3月16日には共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会主催の国会請願デモ及び院内集会が行われました。私も微力ながら是非力になりたいと思い、参加させていただきました。デモの際の様子については参加された先輩方も多く、メディア報道等でもご存知の方が多いと思われるので、新人弁護士目線での感想を述べさせていただきます。

デモ当日は、日比谷公園霞門に各団体からの参加者が集合し、そこではデモの際に掲示して歩くポスターの配布を手伝わせていただきました。その際に、これまであまり交流する機会がなかった多くの他団体の方々とも触れ合わせていただきました。皆様が同じ志を抱いており、その熱気に触れさせていただくことでとても心強い気持ちになるとともに、必ず共謀罪の創設を阻まなければならないと身の引き締まる思いでした。その後、私も横断幕を持たせていただき国会前までデモ行進を行いました。議員面会所では、野党の国会議員の方々にお出迎えいただき、力強いスピーチをいただくことができました。



デモの参加者は約300人、院内集会の参加者は約120人とお聞きしています。今回の共謀罪反対デモへの参加を通じて、共謀罪の問題点を改めて社会に発信することができたと感じるとともに、



各方面の方々との連携を強め一層国民全体を巻き込んだ議論に発展させていかなければならないと決意を新たにいたしました。

今後も共謀罪創設阻止の活動を始めとして、憲法的価値実現のため自由法曹団の活動に積極的参加していく所存であります。未熟な部分ばかりではございますが、歴史的判決の獲得や社会を動かす人権擁護活動に携われてきた先輩方に学び、社会を変えていく力の一助になれるよう一步一步着実に歩みを進めてまいりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

メトロコマース労働契約法20条裁判不当判決 高裁で必ず覆す！

東京法律事務所 青龍美和子

■ 正規と非正規の格差を認めなかった不当判決

株式会社メトロコマースの契約社員Bの女性4名が、同社に対して、賃金格差の是正と差額賃金相当額などの支払を求めた損害賠償事件（平成26年（ワ）第10806号）の裁判において、2017年（平成29年）3月23日、東京地方裁判所民事第36部（裁判長吉田徹、裁判官川淵健司、裁判官石田明彦）は、原告らに対して、請求をほぼ棄却する判決を言い渡しました。

■ 比較対象は全正社員！？

労働契約法20条は、①職務の内容（業務の内容と責任の程度）、②職務の内容と配置の変更の範囲、③その他の事情を考慮して、無期労働者と有期労働者の労働条件の相違が不合理であってはならない、と規定しています。

条文上、労働条件の相違が不合理かどうかを比較する無期労働者は、同一の使用者に雇用されている者であるとし規定されていません。私たちは、比較対象とする原告らと同じ、地下鉄駅構内の売店で販売業務に従事している正社員に限定しました。職務の内容も変更の範囲も同じだからです。

しかし、判決は、販売業務に従事する正社員は全体600名に比べて18名と極例外的な存在で、正社員の就業規則は全ての正社員に適用されるという理由で、正社員全員を比較対象とすべきであると判断しました。

全く納得できません。正社員の中には、販売業務に従事したことがない人もいれば、課長職・部長職の人もいます。業務の内容と責任が違うのは当たり前です。

男女賃金差別裁判でも、丸子警報器事件でも、裁判所は、同じ職種、職務グループに属する男性労働者や正社員を比較対象としています。同じ使用者の下で同じ職務内容の無期労働者がいれば、その人たちと比較すべきです。

■ 職務の内容・配置の変更の範囲の相違は大きい！？

比較対象を全正社員としているため、自ずから上記①②は異なることになります。

本判決は、それだけでなく、販売業務に従事する正社員と比較しても、①は「大きな相違」があり、②も「明らかな相違」があるとしました。

①については、(i)正社員は原則として代務を行い、(ii)正社員はエリアマネージャーを担当するが、契約社員 B はこれらを担当しないと判断しました。しかし、(i)代務とは、1 日～数か月単位で販売員の欠員を補充する業務です。常に同じ店舗で働くわけではありませんが、どの店舗でも扱う商品は同じですし、業務の内容も同じです。しかも、契約社員 B もこの代務を担当しています。(ii)また、正社員の中にはエリアマネージャーを経験したことのない人もいます。事実誤認も甚だしいです。

②についても、配置転換や職種転換の可能性があることを理由としています。しかし、配置転換されず販売業務のみに従事して定年退職した正社員は何人もいますし、事業所は東京都内に限られますので、転居を伴う配置転換ありません。にもかかわらず、判決は転居を伴う異動が「想定される」というだけで、「明らかな相違」があるとしているのです。

政府の「同一労働同一賃金ガイドライン案」ですら、「将来の役割期待が異なるため、賃金の決定基準・ルールが異なる」という「主観的・抽象的説明では足りず」、「職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならない。」としているのに、裁判所は大きく後退しています。

■ 有為な人材の獲得・定着を図るという目的は合理的！？

本件は、基本給、住宅手当、早出残業手当、賞与、褒賞及び退職金、ほとんどすべての賃金に大きな格差があり、その差額を損害賠償として請求しています。

本判決は、以上の①②の立場に立ったうえで、これら賃金の相違について、「長期雇用を前提とする正社員に対し福利厚生等を手厚くすることにより有為な人材の獲得・定着を図るという被告の主張する人事施策上の目的にも一定の合理性が認められる」として、不合理ではないと判断しました（早出残業手当の割増率の違いのみ不合理と認めました。）。

契約社員 B の契約期間は 1 年間ですが、定年が 65 歳とされていて、期間満了後も更新することが原則となっています。実際、原告たちも反復更新を繰り返し、1 人は 7 年 7 か月、3 人は 10 年以上勤続しています。長期雇用を前提としているのです。そもそも、メトロコマースは、親会社の東京メトロが行う鉄道事業のうち、駅商品等の販売事業を委託されている子会社です。売店での販売業務は、メトロコマースの基幹的業務であって、一時的・臨時てきな業務ではありません。日々、長期間、ずっと継続している業務です。1 人で 1 日中、劣悪な環境の中で立ちっ放しの過酷な業務であり、販売だけでなく道案内や防犯など多様で複雑な業務です。ここにこそ「有為な人材の獲得・定着を図る」必要があります。なぜ、契約社員には「有為な人材」が必要ないといえるのでしょうか。差別的な意図に満ちているとしか思えません。

■ 高裁で必ずひっくり返す！

本判決のように労働契約法 20 条を解釈すれば、およそ非正規労働者と正規労働者の格差は縮まりません。同条はまったく無意味化してしまいます。立法趣旨に明らかに反します。

原告団・弁護団は、裁判所の内外から徹底的に批判して、この時代錯誤の判決を歴史から葬り去る決意です。一層のご支援・ご協力をお願いいたします。

（原告は全労協全国一般・東部労組メトロコマース支部の組合員、弁護団は当支部員の滝沢香、今野久子、長谷川悠美、井上幸夫、水口洋介、青龍美和子です。）

三多摩法律事務所の取り組み

道徳教科化問題

三多摩法律事務所 村松 暁

私たち三多摩法律事務所では、憲法改正や共謀罪に取り組む憲法P T（プロジェクトチーム）や労働問題や貧困問題について取り組む労働貧困P Tのほかに、継続的に教育問題について取り組んでいる教育P Tがあります。

昨今、道徳の教科化が進んでいることから、教育P Tでは、3月15日に、法政大学の佐貫浩教授をお招きして、道徳の教科化をテーマに学習会を開催しました。佐貫教授には、道徳性の教育の教育学的本質から解きほぐしてお話頂きました。

佐貫教授の講義は、さまざまな示唆に富んでおり、とても興味深いものでした。とりわけ私自身、感銘を受けたのは、道徳は教科として教え込むものではなく、各教科や日々の生活指導等の中で、培っていくものだということです。たしかに、私個人の経験を振り返ってみても、社会科ではこれまで人類が人権を獲得してきた歴史を学んだり、理科では環境問題について学んだりしていました。また、日々の生活指導のなかで、現実に関心している社会を基に、それが「道徳」という科目とは別に、自由とは何か、いじめや差別の問題について考えてきたのだなと気がつきました。

道徳の教科化にあたって、最近のモラル低下等が叫ばれていると聞きます。佐貫教授は、道徳は重要なものだけれど、個々人の道徳性を培うのは、道徳を教科として教え込むことではなく、現場の環境を整えることで生徒たちが安心して人間として生きられる空間を作り出すことなのだと思います。教育全体を踏まえながら、あるべき教育の在り方について議論していくことの重要性を感じました。

佐貫教授のお話の中で、道徳には数学や英語などとは異なり、教科に対応する科学が存在していないということが挙げられました。つまり、数学等では、あくまで科学の論理が存在し、その科学の論理に反するものは成り立ち得ませんが、道徳についてはそのような科学が存在しませんから、国家がストレートに「道徳」の内容を決めることができるという危険性を孕んでいます。

社会科を学習するなかで、歴史は繰り返すものと学んできました。そして今まさに歴史が繰り返そうとしているのではないかと危惧を感じています。国家が道徳の内容に介入することの危険性を今一度認識し、二度と同じ事は繰り返さないようにしなければなりません。

そして二度と同じ事を繰り返さないため、憲法が道徳の教科化に対する歯止めになるものだと思います。三多摩法律事務所では、憲法の理念を基に、今後も継続的に教育問題についても取り組んでいきたいと思っています。

三多摩憲法ネットワーク学習会

「安倍改憲は許さない 情勢と私たちの課題 ～米トランプ政権のもとで、どう変わるか～」

三多摩法律事務所 小口 明菜

2017年3月24日、国分寺労政会館において三多摩憲法ネットワーク学習会を開催しました。

三多摩憲法ネットワークは、三多摩地域の9条の会など憲法を守る諸団体の取り組みや情報交流の場として活動を行っている組織で、当事務所に事務局を置いています。年に数回学習会や交流会の場を設けており、今回は渡辺治先生（一橋大学名誉教授）に標記の講演をお願いしました。

講演の冒頭では、まずアメリカ大統領選挙におけるトランプの勝利、イギリスの国民投票によるEU離脱の決定や、ヨーロッパでの右翼政党の進出といった世界の情勢について報告がありました。そのうえでトランプの勝利は、戦後200回以上の出兵の事実には象徴されるアメリカの軍事覇権主義の動揺と、新自由主義の矛盾が頂点に達したことにより、新たな選択肢が求められたことによるものとの分析が行われました。新たな選択肢という意味では、社会主義者であるサンダースも同様であったとのことでした。

これに対して、安倍自民党は大都市圏ではアベノミクスの恩恵を被る富裕層の支持（東京都における自民党得票率トップ3は港区、中央区、千代田区）、地方では他に選択肢がないという「仕方のない支持」を受けた結果、2016年参議院選挙での勝利を収めたとの分析でした。もっとも東京都における自民党支持と対照的に、大阪ではグローバル経済により衰退した地場産業を有するという地域性から自民党支持が低いそうです。大阪での自民党支持率は沖縄でのそれよりも低いとの指摘は驚きでした。

安倍自民党に対抗した野党共闘は、選挙共闘まで実現したことが画期的であることは言うまでもありませんが、戦争法強行採決後に廃止の共闘が組まれたこと、また都市部中心のたたかいであった60年安保闘争とは違い地域が総決起したことも大きな特徴だったとのことで、その結果、共闘1人区では接戦区とさえ評価されていなかった自民党の金城湯池である地域も含めた11選挙区での逆転勝利となりました。しかしながら、安倍政権を倒すうねりをつくるまでには至らなかったのは、複数区での選挙共闘ができず、また平和・憲法のほかに国民のくらしという観点からの「自公以外の選択肢」を提示できなかったためだというのが渡辺先生の分析です。

もっとも、安倍改憲も決して楽な道ではないようです。国会で3分の2を占める改憲派は張り子の虎で、安倍首相の取り巻きともいえる日本会議などの勢力が納得するような内容の改憲案では一致をみることは難しいとのことでした。

野党による選挙共闘という大きなうねりをみせながらも、改憲派が3分の2を占める結果に終わった前回の選挙。渡辺先生の分析を聞いて、何故そのような結果になったのかと腑に落ちなかったものが整理され、また安倍政権を倒し改憲を防ぐには平和とくらしの2点において「自公以外の選択肢」となることが必要なのだと認識を新たにしました。

新自由主義政策の矛盾などから転換点を迎えた世界で、政治を変える役割を果たすのはアメリカか、ヨーロッパか、日本か。会場からも「一晩中でも聞いていたい」という声が出るほど元気が出る学習会で、改憲は許さないとの決意を強くすることができました。

城北法律事務所の取り組み

憲法講座 2017「語憲～語ろう憲法の魅力を～」を開催します。

城北法律事務所 加藤 幸

城北法律事務所では、2017年4月18日に「語憲～語ろう憲法の魅力を～」と題する学習会を開催します。この企画は、城北法律事務所の弁護士5名が、現在問題となっている社会問題を通して、憲法の価値、魅力を熱く語り、最終的には参加者を憲法の魅力を語ることでできる「憲法の広報担当」にしてみよう！という企画です。詳細は同封のチラシをご覧ください。

城北法律事務所では、所内の憲法委員会が中心となり、定期的に憲法に関する学習会を開催しています。2015年12月から2016年6月にかけては、【戦争法廃止へ「今憲法9条を学ぶ連続企画」】として以下の企画を開催しました。

第1回 映画「イラクチ グリスに浮かぶ平和」上映会 監督・綿井健陽さんのトークショー

第2回 講演会「沖縄から憲法と民主主義を考える」 ゲストスピーカー 糸数慶子さん(参議院議員)
元山仁士郎さん (SEALDs RYUKYU)

第3回 横須賀バスツアー 軍港巡りの観光船を貸し切って横須賀港を海上から見学。米兵強盗殺人事件被害者遺族・山崎正則さんを招いての学習会

第4回 講演会「米中関係から読み解く北東アジアの平和」 講師 浅井基文さん(前広島市立大学平和研究所所長)

また、2016年11月には日本ボランティアセンタースーダン事務所現地代表の今井高樹さんを招いて、緊急企画『南スーダンPKO 自衛隊派遣の危険性を問う～現地からの報告～』を開催しました。

バスツアーを除き、いずれ企画も100名を超える参加があり、アンケートでも「参加してよかった」「企画をまた開催して欲しい」と声をたくさんいただきました。バスツアーは定員50名のところ、申し込み開始後すぐに満席となり、期限前に申し込みを打ち切る事態になりました。

定期的に企画を開催し、前回の参加者には個別に次の企画をお知らせすることで、リピーターも増え、「次の企画を楽しみにしてます」と言ってくれる方もたくさんおり、嬉しい反面、「マンネリ化できない」というプレッシャーを抱えています。

そして今回、改憲の危機が迫る中、所内でどのような企画の開催が必要かを議論した際、「改憲を阻止するために重要なのは、憲法がもつ魅力をより多くの人に伝えることではないか」「学習会の参加者が次の講師となり、憲法の魅力を広げていけるような企画を開催してはどうか」という意見が出て、今回の企画の開催となりました。

改憲を阻止する力を広げるために必要なのは、より多くの市民に憲法の魅力を伝え、各人が憲法改正の必要はない！と判断できる情報を提供することです。しかし残念ながら、政権批判すらおよび腰の現在のマスメディアには、このような憲法の広報担当としての責任を果たすことは期待できません。

100名の参加者が憲法の広報担当となり5名に憲法の魅力を語れば、500名が憲法の魅力を知ることになります。小さな歩みでもいつか大きな力になることを信じて、様々な場所で憲法の広報担当の育成が進むことを願います。

公約実現したら損害賠償？ ～上原国立元市長への求償訴訟事件

さいとう法律事務所 齊藤 園生

1 終わったはずのマンション訴訟が再燃

国立の大学通りに面して、大手マンション建設会社M社が18階建て大型マンション計画を打ち出したのが1999年。国立市の住民が反対運動を展開し、自分達で地区計画案を作り、市も条例を作り、建物高さ制限を20mにした。これに対し、M社が国立市に営業妨害として4億円の損害賠償を請求。最終的に賠償金は2500万円となり、国立市はM社に支払った。M社はお金を取るのが目的ではないといって、そっくり同額を市に寄付。これで国立市のマンションを巡る紛争は終わった、かに見えた。

しかし、2009年、市内の一部住民が、市にたいし、支払った損害賠償金は当時の上原元市長に求償すべきという住民訴訟を起こす。一審で市が敗訴した後、高裁で審理中に、求償容認派の新市長が当選し、市の控訴を取り下げて、住民訴訟は市の敗訴で確定。そして、2011年、国立市から上原氏にたいし、本件求償訴訟が起こされた。

2 公約実現したら違法という矛盾

そもそも問題とされた上原元市長の行為は、住民集会での発言や議会での発言、行政の担当部署への要請行動など、景観保護を掲げ当選した市長としての、公約実現のための行為である。それがのちに違法と評価され、個人で損害賠償責任まで負わされるのであれば、政治家が公約を実現するには、相当な覚悟が必要ということになる。これでは地方自治体における政治革新など望むべくもない。

本件一審判決は、上原元市長の行為を、「景観保持という政治理念に基づく行為」であり「民意の裏付け」があったと評価したうえ、2013年国立市議会が行った上原元市長への地方自治法上の債権放棄議決を有効とし、債権放棄議決までしたのに現市長が再議にも付さず、債権放棄の意思表示をしないことを権限濫用と評価して、国立市の求償請求を棄却した。

ところが二審判決は、上原元市長の行為は住民運動を利用した行為であり違法とし、議会の債権放棄議決があっても、1年半後の新市議会の債権行使決議により市長が請求することができることとなったとして、求償を認めた。

本件では、そもそも市長が政治家として公約を実現する行為が、違法、有責と評価されるものなのか、地方自治法上の債権放棄議決を、政治的要望に過ぎない債権行使決議で否定できるのか、実に多くの論点があった。

ところが最高裁は昨年12月13日、上記論点は事実認定の問題であって最高裁の審理の対象ではないとして、上告棄却・上告不受理の決定を下した。

3 上原元市長に1円たりとも払わせない～上原ファンド1万人の会

3月24日の朝日新聞「耕論」に本件事件が取り上げられた。法的観点から論文も書かれていた安藤高行九州大学名誉教授は、本件を「反上原派のリベンジ訴訟」とし、「求償制度を政治目的に使うもので制度の本来の趣旨にかなうかはなはだ疑問」と指摘されている。

私たち弁護団の懸念もまさにこの点にある。この判決が、政治を変えようとしている自治体首長に対して強い心理的制約を加え、地方政治を住民自治に基づく政治から、国・中央政治の下請け機関としての政治へと変えてしまうのではないか。例えば、オール沖縄の世論を背景に、国に対して

辺野古新基地反対を訴え続ける翁長沖縄県知事のような首長は、この判決のもとでも再び現れるのだろうか。国に対してノーと言えない地方自治体ばかりになれば、憲法の保障する地方自治の否定にほかならない。

弁護団と運動体ができることは、判決で負けても運動では負けないことを示すことである。私たちは「上原元市長に1円たりとも支払わせない」を合言葉に、賠償金は住民自治に課せられた負担として受け止め、「くにたち上原景観基金1万人の会」（略称「上原ファンド1万人の会」）を作り、賠償金（利息もつけておよそ5000万円）を、カンパで集めることにした。カンパ金額はすでに2500万円を超えているが、目標までここからが正念場である。

毎日カンパ金額は更新され、ホームページで公開されている。（<http://www.ueharafund.org/>）。

同封のパンフレットも参考に、是非、団員、事務所職員の皆さんのご協力をお願いしたい。今度は私たちがリベンジする番である。



「ニュース女子」沖縄ヘイト番組と私たちの責務

台東協同法律事務所 金 竜介

1 東京MXテレビ「ニュース女子」

東京MXテレビ「ニュース女子」が1月2日に放映した「沖縄・高江ヘリパッド問題 今はどんな状況になっている」が大きな批判を受けている。

番組内で名指しされた「のりこえねっと（ヘイトスピーチとレイシズムを乗り越える国際ネットワーク）」の共同代表の辛淑玉氏が放送倫理・番組向上機構（BPO）の放送人権委員会に人権侵害の申立をしたほか、同機構の放送倫理検証委員会が、2月10日、本番組について審議入りすることを決めた。

軍事ジャーナリストという井上和彦氏がレポートしたVTRでは、「反対派の過激デモを支えるのは、彼らシルバー部隊。万一逮捕されても生活に影響が少ない65歳以上のお年寄りを集め、過激デモ活動に従事させているという」と悪意あるナレーションが流れる、高江から45キロも離れたトンネルの手前で「反対派の暴力行為により高江ヘリパッドに近づけない」、過激派が止めるので「救急車が現場に行けない」、「韓国人がいるわ、中国人がいるわ、なんでこんな奴らが反対運動をやっているんだと地元の人は怒り心頭」、反対運動は日当をもらって参加している、などである。

「沖縄の人はみんなアメリカが好きなんです。ここまで体を張って反対する人は地元の人とは考えられない」「大多数は反対とは聞かないです」…沖縄戦以降、今でも踏みにじられて生きている現地の人々の思いを無視する発言が相次いだ。

2 私たち東京都民の責務

番組では、警察も手を出せない無法地帯になっているとし、なぜ警察が取り締まりに消極的なのかとの問いには「トップが翁長さんだからと地元の人はいう」そして「沖縄の機動隊がやると顔写真がばらまかれる。住所電話番号、家族の写真が公開され、お前の嫁さんを強姦してやるといわれる。だから精神的にまいる」と断定する。翁長知事が警察に介入し、逮捕を抑制させているかのようなデマだ（現実には県知事には個別の事件で指揮権はない）。また、地元の警察が行えないために、

東京や大阪の機動隊をやむを得ずに派遣しているかのような印象を与えるデマでもある。

東京MXテレビ（東京メトロポリタンテレビジョン株式会社）は、東京のローカル局というだけではない。東京都も株主となっているテレビ局が沖縄を踏みにじる番組を作ったことは、私たちに無関係ではない。警視庁機動隊の沖縄派遣中止を求める取り組みとも共通する責務を私たちは負っている。

3 MXに真摯な検証番組の放送を求める

MX本社前では「公共の電波でデマを流すな」「ニュース女子は沖縄の平和運動への偏見を煽るヘイトスピーチ」などのプラカードを持った市民が集まり、抗議活動が続いている。高江の運動を支持している女性がMXの社員に向けて写真で現地の状況を説明しながら「ぜひ検証番組をやってください。現地の人の言葉を取材してください」と訴える。

同局の番組審議会が、検証番組の放送などを求める意見を同局に出したことに注目したい。公平・公正というテレビ局の基本に忠実な対応を取ることをMXは迫られている。

新任・退任のご挨拶

新支部長をよろしく

東京法律事務所 小部 正治

1 自己紹介

若手団員も多いので、改めて自己紹介を致します。2008年に東京支部幹事長（2期）を担当した31期の小部正治（こべまさはる）です。事務所では高年齢弁護士層（85歳から64歳の12名）のなかで金井弁護士とともに最若手です。労働事件や年金訴訟・B型肝炎・フランチャイズなど多種多様な事件活動に取り組んでいます。労働事件は国家公務員（賃下げ・社保庁）・地方公務員（非常勤・指定管理者等含む）・国立病院・国立大学・郵便・NTTなどの公務員関係が開拓してきた分野です。後輩とともに民間の労働事件も多数担当し、タクシーや千代田区労連の顧問弁護士として不当労働行為・解雇事件等に取り組んできました。「要請に応える」という故永盛弁護士の教えに従い、地元国分寺市の人権擁護委員、立川簡裁の調停委員、世田谷区の公契約条例の委員もしています。

登山が趣味で、所員と共に山行しており、4月には屋久島に行きます。平成8年からNHK・BSでの「百名山」放送開始と共に挑戦し、平成16年に達成できました。現在も年間50日の山行をめざして、主に高尾山・御嶽山周辺を歩いています。

2 東京支部の役割

団東京支部の存在意義を私なりに整理してみますと、

- a 例えば戦争法廃止・共謀罪・労働法制など全国的な課題・分野に関して、団本部に結集しつつ各地域・各持場で団員及びその事務所が多くの民主団体・関係者と共に活発に取り組むこと、
- b 例えば東京オリンピック・豊洲市場移転問題・特定整備路線問題など東京都や各自治体・地域の課題を民主団体・住民等と共に組織的・継続的に取り組むこと、
- c 一人ひとりの団員が活力を持って楽しく活動できるための環境を整えること、例えば経済的な基盤の確立や事務所後継者や若手弁護士の育成、メーデー・サマーセミナー・スポーツ大会・総会などの開催など、極めて多くの重要な役割を果たしていると確信しています。

3 幹事会にご参加を

これらの活動を進めていく上で月1回の幹事会が極めて重要です。毎回の幹事会では、学習会（4月は選挙弾圧学習会）を企画したり開催場所を異動したりして工夫しつつ充実したものにすべく、

長尾幹事長を先頭に取り組んでいます。是非とも幹事の方々はもちろん、幹事でない方も興味関心のある方は是非ともご参加願います。

なお、私はできる限り人の話を聞くようにしたいと自分では考えていますが年を取ってさらに自制がきかなくなり、先日の3月幹事会で他の幹事よりも早く何度も発言して失敗しました。これに懲りずに、皆様のご参加をお願いする次第です。

事務局次長退任のご挨拶

東京合同法律事務所 横山 雅

東京合同法律事務所の弁護士であるため、団の次長職を務めることは責務であると考え、弁護士生活をスタートさせました。事務所の諸先輩方全員が、本部及び東京支部のいずれかの次長をやっていたからでしたが、自分が本部と支部の次長を両方やることになるとは思っていませんでした。

本部と支部の次長を両方やってみて双方の良いところと問題点が分かった気がします、このことを述べると長くなってしまうのでまたの機会にしようと思います。

なお、次長をやめるといっても、団での活動は続いていきますので、何が変わるかといえば、事務局会議に出席しなくてよくなるということだけだと考えております。

当面の課題として、共謀罪の廃案に向けてできることをやろうと考えておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

一緒に働いた執行部の皆様には本当にお世話になりありがとうございました。

事務局次長退任ごあいさつ

東京法律事務所 青龍 美和子

2015年2月～2017年2月に支部事務局次長をさせていただきました。憲法と労働（一部）の担当でした。

戦争法の強行成立、辺野古・高江の基地建設、安倍働き方改革などなど安倍政権が悪法・悪政を推進していく中で、これに抗うたたかいや野党共闘が実現していくことに、次長として加わったことは、とても良い経験になりました。

そして、何より楽しかったです。記者会見しよう、警視庁・防衛省に要請に行こう、宣伝行動しよう…など、半ば思いつきで提案したことにも、支部長を筆頭に執行部のみなさんが乗ってくれて、すぐに具体化されるのです！幹事会での議論、各事務所の活動報告や学習企画も、支部ニュースを読むだけでは伝わらない（ニュースには書けない）こともリアルに伝わってきます。ありがとうございました。

若手の支部員のみなさんにも、ぜひ経験してほしいです。とくに、女性の次長がいま仲里団員1人しかいません。性差別問題についても、私はなかなかできませんでしたが、支部でも大いに取り組んでほしいなと思います。

次長を経験したことで、東京支部が好きになりました。今後も、支部の主な行事や幹事会に積極的に参加していきたいと思います。よろしくお願いします。

事務局次長就任のご挨拶

東京合同法律事務所 樋谷 賢一

この度、事務局次長に就任しました東京合同法律事務所の樋谷です。よろしくお願いいたします。

私の事務所は伝統的に団との繋がりが強く、常に所員の誰かが本部や支部の役職・次長に就いていることから、団の活動は身近に感じておりました（かくいう私は団の活動にあまり参加できておりませんでした）。そのため、事務局次長就任の打診があったときは、ようやく（ついに？）自分の番がきたと思い、二つ返事でお引き受けしました。

支部では、刑事司法を担当することになりましたが、共謀罪法案反対への取組みが喫緊の課題となっており、学習会・街宣・デモへの参加、団員への呼びかけなど、就任早々、忙しく活動しています。共謀罪法案反対への取組みは、当面の最重要課題ですので、この紙面をお借りして、あらためて団員の皆さまにご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

支部総会で、6人いた次長のうち3人が退任し、新任は1人であることを知りました。これまで精力的に活動されてきた次長3人を1人で補うことなど到底できませんので、小部支部長・長尾幹事長・平松事務局長のもと、留任した次長や他の団員の皆さまのご協力も得ながら、支部の活動に取り組んでいきたいと思ひます。また、まだまだ次長を募集中ですので、我こそはという方から少し興味があるけどという方まで、ぜひ次長に加わっていただき、一緒に活動に取り組んでいきましょう！

私自身、まだ学ぶべきことがたくさんあり、勉強中の身ですが、精一杯取り組んでいきたいと思ひますので、ご指導の程、よろしくお願いいたします。

はじめまして ～新入団員の自己紹介

三多摩法律事務所 藤井 宏治

第1 自己紹介

2017年1月に三多摩法律事務所に入所した藤井宏治と申します。

事務所に入所してから、3ヶ月ほど経ちますが、多方面で活躍されている諸先輩方の姿を拝見しながら、日々充実した毎日を過ごしています。

第2 弁護士を志した理由

私は、困っている方々が気軽に相談することができる弁護士になりたいと思ひ、弁護士を志しました。

私は、大学に進学するまでの18年を静岡県にある西伊豆町で過ごしました。西伊豆町は静岡地方裁判所下田支部の管轄ですが、2005年頃に下田ひまわり基金法律事務所及び法テラス下田法律事務所が下田市に設立されるまでは同支部管内に弁護士は1名しかいなかったと記憶しています。

そのような司法過疎地域で、過去に家族が法律問題に直面した時に弁護士に相談することすら思ひつかず、その後の人生が大きく変わってしまったという話を高校生の時に聞き、全ての人が等しく法的サービスを受けられるようになって欲しい、困っている方々の力になりたいと強く思ひ、弁護士になることを志しました。

第3 平和に対する想ひ

私の祖父は、太平洋戦争に兵士として徴兵されました。幼い頃から祖父と会話することが好きだった私は、祖父から戦争での悲惨な体験を何度も聞きました。多くの戦争体験の中でも、祖父の乗船していた輸送船が潜水艦から放たれた魚雷によって沈没し、海面に投げ出され、海を漂っているところ

ろを救助されたという話は、今でも忘れることができません。

戦争を実際に体験された方達は次第にいなくなっていくとともに、戦争の形自体も第二次世界大戦とは異なり、バーチャルな空間で行われている、どこか自分とは関係のない遠い世界での話のように思いがちです。

しかし、多摩地域で生活をしていると、福生市等の5市町村にまたがって存在する米軍横田基地から飛び立った米軍輸送機が低い高度で爆音を轟かせながら飛んでいる光景を何度も目にします。

米軍輸送機を見る度、今もこの地球上のどこかで戦争が行われていることを身近に感じざるを得ません。

現在、憲法改正の機運があり、言うまでもないことではありますが、自民党憲法改正草案は平和主義を著しく後退させるものです。

今後、学習会や集会を通じて、現行憲法によっていかに国民の安全が守られているのか市民の方々に理解していただき、第二次世界大戦の悲惨な体験を経て、先人達が守り続けてきた平和憲法を次の世代に残せるよう、弁護士として、自由法曹団の一員として努力していく所存です。

今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ごあいさつ

渋谷共同法律事務所 山田聡美

はじめまして。

渋谷共同法律事務所の山田聡美です。2016年12月に弁護士登録し、自由法曹団に入団いたしました。

- 1 私が社会に対する大きな矛盾を感じた初めての経験は、冤罪事件についての新聞記事を読んだことでした。中学生の頃、授業で配られた新聞記事には、冤罪で、死刑判決を受けたのち、数十年を経て再審無罪を得、支援者等に囲まれて、万歳をしているおじいさんの写真が載っていました。

当時、私は中学生で、自分の人生の倍以上の時間を、冤罪で死刑囚として刑務所に入れられてきた人がいるということに、大きな衝撃を受けました。何も悪いことはしていないのに、人生の多くの時間を奪われてしまう、こんなことがあっていいのか、と憤りを覚えました。

このことは、中学生の私には受け止めきれないほどの衝撃でした。私は元気がなくなってしまう、こんなことがある日本からは逃げ出したい、高校は海外で進学したいと考えてしまうほどでした(これは親から、「外国へ行ってもその国はその国で、いろんな問題を抱えているはずだよ」と言われ、私は、「じゃあ日本を生きやすい社会にするしかない」と思い、その後も日本で進学しました)。

- 2 その後、大学生になり、社会問題を学ぶサークルや9条の会に入り、米軍基地の問題やハンセン病の問題、労働事件等についての学習や、ホームレスの方への街頭相談ボランティア、石巻での震災ボランティアなどを経験しました。

その中で、社会の制度によって、様々な人の権利がいろいろな形で侵害されていること、個別の問題解決に加えて社会制度の改善が必要であることなどを学びました。

- 3 その後、原発やTPP、秘密保護法、集団的自衛権の行使容認など、様々なテーマが目まぐるしく話題となり、私は司法試験受験の前後の時期を通して、デモへ行ったり学習会に参加したりしました。

また私の母が選挙にでたときは、地域をまわる母の姿を写真に撮ってfacebook等にアップするなど、ロースクールでの勉強のかたわら、応援にかけまわるということもしました。

- 4 2016年12月から弁護士となり、早速、共謀罪反対のデモでコーラーをやったり、学習会の講師をやったりしています。

生まれ育った世田谷の地域で、渋谷共同法律事務所のメンバーとして、地域の皆さんからご相談をうけたり、地域のみなさんとのネットワークが広がったり、とても楽しく弁護士生活をスタートしています。

5 私は、普通に働いて普通に暮らせる社会にしたいと思っています。

そのためには、労働時間の規制や、様々な社会保障制度の充実等が必要なのはもちろん、戦争も絶対にあってはいけません。戦争には絶対に反対です。

政府与党は、日報問題をはじめ情報を隠し、国民に十分な説明もできないまま、戦争をする国づくりをすすめています。権力者は、自分の要求を実現するためには、嘘だっつつくし情報も隠し、なんでもやるんだという、現実社会の汚さ・厳しさを、私はようやくわかってきたような思いがしています。

国民の声が反映され、もっと普通に暮らしていける社会にするために、これからは自由法曹団の一員として、活動に取り組んでいきたいと思っています。

みなさま、今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

(なお、授業で新聞記事を配ってくれた先生とは、反原発や戦争法反対の国会前デモで、のぼりのおかげで感動の再会を果たしました。今も諸団体でご活躍されている先生と時たまご一緒する機会があり、本当にうれしい限りです。いい恩師にめぐまれました。)

三月幹事会報告

情勢報告

○森友学園問題

長尾 稲田との関係が取り沙汰されている。国有地の払い下げに政治家が関与していたのかがポイントではないか。

長尾 大阪で現地調査を行った、東京でというのは難しいのではないかな。

小部 加計学園の問題も含め、特区制度の問題が出てきている。

須藤 オリンピックの選手村も安く払い下げされたと報道されている。

○憲法審査会

船尾 大きな動きはない。3月10日に本部で梶原渉氏を招いて、「リベラル」派とどう共同するかの勉強会を行った。

小部 憲法審査会は着々と進んでいく。環境、教育、緊急事態、最後に9条改憲を狙ってくる。

須藤 改憲勢力は、明文改憲にあたって、民主の一部をどう切り崩すかを考えている。安部はもう一度選挙で3分の2をとりたいと考えている。秋に選挙を行うことも考えられるのではないかな。

松井 今の自民政改憲案は評判悪い。他の党を取込み、みんなが納得するところから手を付け、憲法改正に慣れさせるという戦略。安保の問題にも取り組む必要がある。東京上空の管制権は横田基地に主権を奪われている。そういう観点から訴求することも重要ではないかな。

長尾 横田基地はオスプレイの問題もある。

須藤 中国の状況から安保必要だと考える人が増えるだろう。他方、トランプの言動から不要だと考える人も増えるかもしれない。

○都内各地での共同の取り組み（衆院選、都議選関係）

小部 3月13日に衆議院第一議員会館で市民連合の集会が行われた。小選挙区候補も参加し、

市民連合の発言も熱気があった。

長尾 立川の民進は右翼の長島、市民連合にあたってどうたちあうかが課題。日野でも市民連合が立ち上がっている。

松井 前回の選挙では共闘で11を取れた。衆院選は289議席あり、共闘しないと取れない。他方、共産党がおろせない選挙区もある。

○南スーダンへの陸上自衛隊派兵の撤収決定

船尾 新聞によって見方分かれている。赤旗は世論、運動の成果と評価しているが、読売は役割が終わった（撤退ではない）としている。毎日、自衛隊ではなく、PKO撤収という表現（自衛隊ではなく）。

小部 両方の側面があるのではないかな。

長尾 布施さんの話からすると撤退は意外な感じ。政府が万一の事態を恐れたのではないかな。

○沖縄関係

船尾 3月8日に高江問題の住民訴訟の第1回期日があり、140名集まった。報告集会にも100名程度集まった。9月までの期日が決まった。今後は被告の答弁書に対する反論、学者との意見交換等を予定している。

長尾 愛知は監査請求準備中。福岡は本人訴訟が係属中。神奈川・千葉は運動的に訴訟が難しい状況。

小部 個人の問題と長期勾留は別問題。

船尾 アムネスティも声明出している。

○労働関係

大久保 残業時間の上限規制問題について、100時間をどう評価するか。連合を批判する声もあるが、経団連や政府を批判していくことが重要ではないか。15日に労弁で緊急集会を開催する予定。固定残業代について、2月28日に最高裁判決が出た。

小部 上限規制は難しい問題。日教組の人から週40～60時間残業していると聞いたことがある。超過を禁止することが明確化された点は評価していいのではないかな。国際自動車の事件を担当しているが裁判したら有期雇用が打ち切られた。基本給とそれ以外の部分の峻別ができていない。指宿先生とも意見交換している。

松井 残業時間とうつ病などの発症とは医学的に確立された知見。100時間は殺人予備罪とというのではないかな。

大久保 労基署の活動を社労士に委託することが議論されている。上限規制を守らせることができるのか疑問がある。

小部 建築基準法の姉歯問題に通じるのではないかな。社労士は比較的企業よりの業務をしている人が多い。

松井 労働基準監督官は最終的には警察権を持っている。それを民間に委託してよいのか。

大久保 公務員の業務の民間委託が進んでいる。民間では有期雇用のことが多いうえ、サービスの低下に繋がる。

船尾 民間人は判断権なく、判断が必要な事項は公務員が判断することになるため、サービスの低下に繋がる。戸籍の変更に6時間かかった事例を聞いたことがある。雇用条件もよくない。

須藤 上限規制問題について、安部は手柄のように宣伝している。次の選挙の布石なのではないかな。

○教育関係

仲里 教科書検定基準の改悪、家庭教育支援法、学習指導要領の改訂が大きな問題。検定基準について個別の記述だけでなく構成やコラム等にも意見が付されることになりかねない。家庭教育支援法案は抽象的で具体的には基本方針で定めることとされている。家庭教育に

国が介入するもので容認できない。

松井 親学などと言っているが、どういう連中がやっているかを押さえておく必要がある。森友学園の問題にも通じる。

長尾 本部の常幹でも議論してもらって取り組んでいく必要がある。

○都政問題

船尾 100条委員会が設置された。石原を召還するかは決まっていない。小池都知事は移転を撤回した場合に住民訴訟を提起されることを懸念しているようだ。都議選は厳しい情勢、公明党は都民ファーストと協定を結んだ。特定整備路線の問題について、南部・五反田も訴訟を起こすと聞いている。小池都知事のスタンスは分からないが、反対運動が強いところは撤回する可能性がある。

樋谷 羽田の低空飛行問題、住民を巻き込み、事務所として運動に取り組んでいる。これまでアプローチが難しかった層にもアプローチしている。

須藤 都議選情勢、都民ファーストと公明の協定がどう影響するか。

小部 都民ファーストの勢いに公明の基礎票が加わると盤石になるのではないか。共産党は危機感がないように感じられる。

○次回支部幹事会

4月17日（月）午後2時から

午後4時から弾圧学習会（講師：小部支部長）を予定



全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間 満年齢	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

		対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
支払対象外 満年齢	期間	372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3F
TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3
TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)